

払戻金制度に関する事項

紹介基本契約書第 6 条（紹介手数料の返還）

1 採用者が、入職後 12 ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で離職した場合は、乙は甲に紹介手数料を返還するものとする。但し当該採用者が甲の都合により離職した場合はこの限りでない。

2 乙は、甲より提示される退職届その他離職の事実を確認できる書類により採用者の離職を確認し、採用者が離職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、離職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が離職した場合、紹介手数料の支払いは免除されるものとする。

4 自然災害・紛争等で、採用者が退職した場合は、紹介手数料の返還対象外とする。

株式会社イーストブリッジ